

明日香村建設工事等低入札価格調査要領

(目的)

第1条 この要領は、明日香村が発注する建設工事の競争入札（以下「入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により実施する低入札価格調査制度に関し必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 対象となる建設工事は、最低制限価格を設定していない建設工事とする。

(低入札価格調査基準価格の設定)

第3条 当該建設工事の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）は、当該建設工事の予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額（千円未満の端数は切捨てとする。以下「低入札価格調査基準比較価格」という。）に110/100を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に9.2/10を乗じて得た額を越える場合にあっては、9.2/10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、予定価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては、7.5/10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

- (1) 直接工事費の97%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 一般管理費の68%の額

2 前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、低入札価格調査基準価格を予定価格に7.5/10を乗じて得た額から9.2/10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）までの範囲内で定めることができる。

(低入札価格調査基準価格等の記載)

第4条 対象建設工事等に係る低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査基準比較価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査制度を適用するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等の方法により周知するものとする。

(入札の執行)

第6条 開札の結果、低入札価格調査基準比較価格を下回る価格で入札が行われたときは、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 当該建設工事等の所管課長は、前条の規定により落札者の決定が保留されたときは、第2項に掲げる事項について、最低価格入札者からの事情聴取等により調査を行うものとする。

2 建設工事における前項の調査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札価格の算出方法
- (2) 当該工事の施工場所付近における手持工事の状況、地理的条件、手持資材の状況等
- (3) 労務、資材、機械等の調達予定に関する状況
- (4) 過去に施工した公共工事の状況（工事名、発注者等）
- (5) 入札者の経営状態
- (6) その他必要な事項

(調査結果の報告)

第8条 当該建設工事等の所管課長は、前条の規定により調査を行ったときは、調査内容等について書面を作成し、総務財政課長に提出するものとする。

(入札執行者等による審査)

第9条 総務財政課長は、前条の規定により書面の提出を受けたときは、明日香村建設工事等の入札及び契約に関する調査委員会に提出し、その審査を受けるものとする。

(落札者の決定等)

第 10 条 第 9 条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者に落札者とする旨を通知する。

2 第 9 条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、総務財政課長は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回る価格の入札者であった場合は、第 7 条以降と同様の手続きによる調査を行うものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、入札執行者は最低価格入札者には落札者とし、次順位者には落札者となつた旨の通知を、他の入札者には次順位者が落札者となつた旨を通知するものとする。

(監督体制の強化等)

第 11 条 低入札価格調査を実施した建設工事等にあつては、監督体制の強化等の措置をとるものとする。

2 建設工事における前項の措置は、次に掲げる事項とする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

請負人に対して施工体制台帳の提出を求めるものとし、その際必要に応じ現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

仕様書等に基づき施工計画書を提出させるに際し、必要があると認めるときは、現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取するものとする。

(4) 施工現場の調査

安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要領の実施に必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

(低入札価格調査制度に係る取扱要領の廃止)

2 低入札価格調査制度に係る取扱要領（平成 8 年 12 月 20 日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。